



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### こんなときは14日以内に届出を！

会社の健康保険・官公庁の共済組合などに加入している人及びその被扶養者、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

資格に変更があったとき(表の「こんなとき」)、世帯主は14日以内に医療介護課国保医療係まで届出をしてください。

#### 一届出が遅れるとー

##### ▶国保に加入しなければならないのに届出が遅れた場合

加入の届出をしたときではなく、加入資格が発生した月まで遡って(最長3年間)保険税を納めていただくこととなります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

##### ▶国保の資格がなくなったのに届出が遅れた場合

保険証が手元に残っているため、うっかりそれを使って受診することがあります。このようなときは、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	印鑑、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者でない理由の証明書(資格喪失証明書)
	国保の被保険者に子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
その他のとき	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
	赤穂市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書	
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印鑑、身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)	

※手続きの際、上記以外のものが必要となる場合があります。

## 70歳以上75歳未満の人へ

### ▶自己負担割合が1割に据え置かれます

70歳以上75歳未満の人(現役並み所得者、後期高齢者医療制度の対象者となる一定の障がいがあると認定された人は除く)がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、平成25年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成26年3月末まで1割に据え置かれることになりました。(ただし、8月に前年の所得をもとに新年度の自己負担割合が変更される場合があります。)

そのため、高齢受給者証の一部負担金の割合欄が『2

割(平成25年3月31日まで1割)』となっている人には、3月下旬に新しい受給者証をご自宅へ郵送いたしますので、4月1日からの受診については新しい受給者証を医療機関等に提示してください。

### ▶医療費などが高額になったときの自己負担限度額も据え置かれます

所得区分が「一般」の人は、平成25年4月から、1カ月の医療費が高額になったときの自己負担限度額も引き上げられる予定でしたが、自己負担割合の据え置きに伴い、自己負担限度額も据え置かれます。



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 4月から国民年金の保険料が変わります

平成25年4月から、自営業や学生などの第1号被保険者の保険料が次のとおり変わります。

(平成25年度)

第1号被保険者の保険料月額	定額保険料 付加保険料	15,040円(24年度=14,980円) 400円
---------------	----------------	-------------------------------

国民年金保険料の改定にあわせ前納保険料も変わります。

	毎月納付		4～9月前納		10～3月前納		1年前納	
	定額	定額+付加	定額	定額+付加	定額	定額+付加	定額	定額+付加
現金納付	15,040円	15,440円	89,510円	91,890円	89,510円	91,890円	177,280円	181,990円
	—	—	730円割引	750円割引	730円割引	750円割引	3,200円割引	3,290円割引
	納期=翌月末日		納期=4月30日		納期=10月31日		納期=4月30日	
クレジット納付	15,040円	15,440円	89,510円	91,890円	89,510円	91,890円	177,280円	181,990円
	—	—	730円割引	750円割引	730円割引	750円割引	3,200円割引	3,290円割引
	当月末日立替		4月30日立替		10月31日立替		4月30日立替	
口座振替	15,040円	15,440円	89,210円	91,580円	89,210円	91,580円	176,700円	181,400円
	—	—	1,030円割引	1,060円割引	1,030円割引	1,060円割引	3,780円割引	3,880円割引
	翌月末日振替		4月30日振替		10月31日振替		4月30日振替	
早割	14,990円	15,390円						
	50円割引							
	当月末振替							

※現金納付については、1年分、6ヵ月分だけでなく、任意の月から年度末までの前納も可能ですので、お問い合わせください。  
※25年度の口座振替・クレジットの1年前納申し込みは、広報あこう2月号でお知らせしたとおり、2月末で終了しています。1年前納を希望する人は、25年度は現金前納となりますが、平成25年3月～平成26年3月の13ヵ月分を3月中に前納していただく、口座振替による1年前納と同じ割引額となりますので、希望する人はご相談ください。

### ◎4月から厚生年金等に加入が決まっている人、またその扶養に入る予定の配偶者で、現在国民年金の保険料を「口座振替」にしている人へ

国民年金第1号被保険者から2号及び3号への資格変更は、事業所の手続きにより変更されるため、市役所での手続きは不要です。

ただし、事業所の届けが日本年金機構で確認されるまでは、引き続き保険料が引き落とされます。事前に保険料の引き落としを止めるためには、「口座振替辞退申出書」の提出が必要です。届出と行き違いで引き落とされた保険料は

後日還付されますが、1年前納の人等は額が大きいので、事前に手続きされることをお勧めします。(用紙は市民課年金担当まで)

### 国民年金相談(社会保険労務士)

●相談日 3月21日(木) ●場所 市役所3階301会議室

●受付時間 午後1時30分～4時

### 年金出張相談(姫路年金事務所)

●相談日 4月4日(木) ●場所 市役所2階204会議室

●受付時間 午前10時～午後3時



## 介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

### 施設入所やショートステイの居住費・食費の軽減制度について

介護保険施設に入所する(ショートステイを含む)と、介護サービス費の1割を負担する他に居住費(滞在費)・食費を負担することになります。居住費(滞在費)・食費は、利用者施設との契約になりますが、所得によって負担の上限額(負担限度額)が定められ、申請により負担が軽減されます。負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められています。

### 負担限度額及び利用者負担段階とは

利用者が負担する居住費(滞在費)・食費の上限額のこと、利用者負担段階ごとに、居住費(滞在費)・食費それぞれについて定められています。居住費(滞在費)については部屋の類型(多床室、従来型個室、ユニット型個室)ごとに定められています。なお、利用者負担第4段階の人については原則軽減措置はありません。

利用者負担段階	対象者	利用者負担 日額上限			
		食費	居住費(滞在費)		
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	300円	ユニット型個室	820円	
			ユニット型準個室	490円	
			従来型個室	特養	320円
				老健等	490円
多床室	0円				
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	390円	ユニット型個室	820円	
			ユニット型準個室	490円	
			従来型個室	特養	420円
				老健等	490円
多床室	320円				
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第1および第2段階以外の人	650円	ユニット型個室	1,310円	
			ユニット型準個室	1,310円	
			従来型個室	特養	820円
				老健等	1,310円
多床室	320円				
第4段階	上記の第1～第3段階以外の人		施設との契約額を支払うこととなります		